

奈良工業高等専門学校総務委員会規程

平成31年3月7日制定

令和4年2月10日改正

(目的)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校運営体制に関する規程（平成31年3月7日制定）第11条に基づき、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の総務委員会（以下「委員会」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 将来構想及び中期計画に関すること。
- 二 外部評価に係る調査、対応並びに実施基準の策定及び報告書の作成に関すること。
- 三 本校が自ら行う点検及び評価に関すること。
- 四 運営諮問会に関すること。
- 五 ファカルティ・ディベロプメントの計画立案に関すること。
- 六 情報公開に関すること。
- 七 法人文書の管理に関すること。
- 八 奈良工業高等専門学校広報センター規程（平成30年3月27日制定）第3条に規定する事項
- 九 その他校長が指定した事項

(委員会組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長補佐（総務担当）
- 二 副委員長
- 三 広報センター長
- 四 奈良工業高等専門学校運営体制に関する規程第2条第一号から第四号に規定する部門から選出された主事補相当の教員各1名。
- 五 各課長
- 六 総務係長
- 七 その他第一号、第二号及び第五号の者が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第一号に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、専任教員から委員長が指名する。

5 副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 第3条第四号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 委員会の下に、第2条各号に掲げた事項について、特定の事項を調査・検討するため、部会を設置することができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課で行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校点検・評価委員会規程（平成5年4月1日制定）、奈良工業高等専門学校将来計画委員会規程（平成16年4月1日制定）及び奈良工業高等専門学校広報センター運営委員会規程（平成30年3月27日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。